

最新の固定資産税課税明細書のコピーと間取図(手書き可)を添付してください

↑ 不明な場合は添付不要

様式第1号（第3条、第4条、第5条関係）

池田町長 殿

土地建物の所有者が申請者
です。相違する場合や共有の
場合はご相談ください

申請日

令和● 年 ● 月 ● 日

記入例

申請者 住 所 池田町大字池田3203-6

氏 名 池田 太郎

電話番号 0261-62-3131

可能な限りご記入ください→ メールアドレス iju@town.ikeda.nagano.jp

池田町空き家バンク登録（新規・変更・更新）申請書

池田町空き家バンクへの登録（新規・変更・更新）をしたいので、下記のとおり申請
します。

記

物件内容（該当する欄に記入又は○にしてください）

空き家の所在地	池田町大字会染1234-5	
目 的	売却	賃貸
添 付 書 類	・同意書 ・池田町空き家バンク登録カード（様式第2号） ※承諾書 ・最新の固定資産税課税明細書のコピー ・間取り図	
変 更 の 内 容	変更前	変更後

（注意事項）

内容をご確認ください

- ・登録に当たり、建物の内外部を確認させていただく場合があります。また、物件が売却又は賃貸するに適切でないと認めた場合には、登録できない場合があります。
- ・池田町では、空き家情報の提供を行います。物件に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約についての媒介は行いません。媒介は、町が空き家バンクについて協定を締結した団体が行います。
- ・契約が成立した場合には、媒介業者に対して、宅地建物取引業法に基づく報酬の支払いが必要となります。契約とは売買契約、または賃貸借契約を指します

※ 登録しようとする空き家の敷地に係る権利を有する者が申請者と異なる場合は、当該権利を有する者の承諾書を添付してください。該当する場合はご相談ください

同意書

私は、池田町空き家バンクへの空き家の登録を申請するに当たり、下記の内容について同意します。

記

- 1 池田町空き家バンク登録カードに記載されている事項を池田町のホームページ及び町が指定する民間不動産紹介ウェブサイトで公開すること。
- 2 空き家バンクの媒介について協定を締結する団体に物件の媒介を依頼するため、池田町が池田町空き家バンク登録（新規・変更・更新）申請書及び池田町空き家バンク登録カードに記載されている情報を当該団体に提供すること。
- 3 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他の損害が発生した場合は、所有者（登録者）、利用希望者（利用者）及び媒介業者の間で解決することとし、池田町の責任を追及しません。

令和● 年 ● 月 ● 日

申請者 住 所 池田町大字池田3203-6

氏 名 池田 太郎

様式第2号（第3条関係）

池田町空き家バンク登録カード		登録番号			太枠内は必須。太枠以外は、可能な範囲でご記入願います。	
申請者名	池田 太郎		不動産業者の指定	☐ 有（※） ☒ 無 ※空き家等利活用連絡会会員の中から選択		
申請者住所	〒399-8696 池田町大字池田3203-6					不動産業者をご指名の場合、別添の不動産業者一覧表からお選びください
物件住所	池田町大字 会染1234-5					
希望種別（両方可）	☒ 売却（希望価格 600 万円）		☐ 賃貸（希望賃貸料 円／月）			
築年数（母屋）	（ 50 ）年 ※不明の場合、おおよその築年数で結構です		増改築年	昭和 平成・令和（ 55 ）年		
建物の現況	☒ 空き家（ 2 年間くらい） ☐ 別荘 ☐ 物置的使用 ☐ その他（ ）					
設備の状況	水道	☒ 上水道 ☐ 井戸水 ☐ その他（ ）		下水道	☒ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他（ ）	
	トイレ	☒ 水洗 ☐ 簡易水洗 ☐ 汲み取り式		風呂	☐ 灯油 ☒ ガス ☐ 電気 ☐ その他（ ）	
	駐車場	☐ 屋根あり 台分 ☒ 屋根なし 2 台分		庭	☒ 有（ 50 坪程度） ☐ 無	
	物置	☒ あり ☐ なし		ベット	☐ 室内飼育可 ☐ 屋外飼育可 ☐ 不可	
土地面積	330 m ² （ 坪）		建物の床面積 1 階	130 m ² （ 坪）		2 階 70 m ² （ 坪）
間取り	1 階	☒ 居間（ 15 畳） ☒ 台所 ☒ トイレ ☒ 風呂 ☐ その他（ ）				
		☒ 洋室（ 12 畳） ☒ 和室（ 畳）				
	2 階	☐ 居間（ 畳） ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ その他（ ）				
		☒ 洋室（ 2部屋 10畳・6 畳） ☐ 和室（ 畳）				
改修の必要	☐ 改修不要 ☐ 改修不可 ☒ 改修必要（屋根 水回り その他： ）					
改修の費用負担	☐ 所有者の負担 ☒ 入居者の負担 ☐ その他（ ）					
相統登記	☐ （売買物件のみ記入） ☐ 相統登記は不要 ☒ 相統登記が必要					
その他特記事項	先日連絡したとおり、建物は残置物が多く未登記です。土地の相統登記も行っており、売却したいのですが、どう進めていけばいいのかわからず困っています。 ↑解決できる場合もあります。このような場合、事前にご相談ください。					

必須事項です

書ける範囲で構いません

（これ以降、役場担当者記入欄）

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	登録（更新）日	年 月 日
登録期限日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日	成約日	年 月 日
媒介業者	（業者名）			（代表者名）	
	（住 所）			（電 話）	